

開催年月日 令和5年12月12日（火）

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 知事 鈴木 直道

質問内容	答弁内容
<p>二 江差高等看護学院パワハラ問題について （一）認定されたパワハラについて 知事は、第三者委員会の調査書をお読みになったと承知しておりますけれども、第三者調査委員会が認定した4件のパワハラをどのように承知されているのでしょうか。</p> <p>（二）パワハラと自死との関連及び背景事情について 大変ひどいパワハラが4件認定されたわけですが、それではこのパワハラと自死との関連及び背景事情については、どのように承知をされておりますか。</p> <p>再一（二） 知事は調査書をよく読んで今の答弁に至ったと思うのですが、この答弁をするにあたって、この学生さんがいったい道立の高等看護学院でどのような学院生活を送っていたかと思っております。知事に聞いてから知事の言葉でここは答えてください。</p> <p>そのような答弁を期待してはなくて、こうしたハラスメントが行われている状況でも、この学生さんは卒業に向かって頑張っていたんだというふうに私は思います。</p> <p>（三）調査書を踏まえた決定書の記載について 10月20日の決定書には、自死との因果関係に対する考え方として、調査書の認定した記載がございませんでした。パワハラ及びパワハラと自死との因果関係を知事が答弁したわけですが、なぜここには記載がなかったのでしょうか。</p> <p>（四）自死との因果関係に関する決定書の根拠について そこにですね、第三者委員会をお願いをしたパワハラの実事認定と自死との因果関係について、調査書にしっかりと報告があるのに、なぜ入っていなかったかということなんです。</p> <p>自死との因果関係については、この決定書には「最終的な要因については確定できないが相当因果関係は認められる」とした結論部分と、それから一委員の「推認できる限りでハラスメントの事実と因果関係</p>	<p>【知事】 認定された事案についてであります。第三者調査委員会において、元学生や教員等への聞き取りの結果、ハラスメントが疑われるとされた9件の事実のうち、提出期限に遅れたため、教員が再試験のプリントを受けとらず留年が決まったこと、教員が実習等で指導を拒絶したこと、人格を変えなければいけないと思わせるような指導を行ったことなど、推認や可能性を含め4件のハラスメント事案が認定されたところと承知しております。</p> <p>【知事】 自死との関連等についてであります。第三者調査委員会の調査書では、「最終的な要因については確定できないが、少なくとも本学院における学習環境が要因となったものと認定でき、自死との相当因果関係は認められる」とされていること、「精神的に追い詰められていたことや人格を否定されるような言動が自死に影響を与えたものと認められる」などのほか、学院の学生をふるい落とすような教育方針や管理監督責任を有する道にも問題があると記載されているところでございます。</p> <p>【知事】 道として、ハラスメントが認定をされたことについて、学院の設置者として重く受け止めております。学院運営の改善に不断に取り組むことが必要であると受け止めたところであります。</p> <p>【知事】 道の賠償責任などについてであります。賠償の考え方の提示にあたっては、調査書の全体の内容を踏まえ道の法的責任や賠償の範囲等について代理人弁護士などと検討を行ったものでございます。</p> <p>【知事】 協議の内容などについてであります。調査書の結論部分にあります「最終的な要因については確定できないが、少なくとも本学院における学習環境が要因となったものと認定でき、自死との相当因果関係は認められる」との記載など調査書の全体を踏まえて検討したところであります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>を認定したものとどまる」「本調査結果は、直ちに行為者及び管理者の民事上の責任を裏付けるものではない」との付言を根拠にして、併記して書いてありました。これは、なぜなのでしょう。</p> <p>再一（四） そうであるなら、今議論されているような問題は起きなかったと思うんです。パワハラ認定、自死との因果関係の認定にも言及していない決定書のもとで、一部切り出して多くの教員によるふるい落とすような教育方針、不適切な指導態度に徐々に精神的負担を募らせた本学院生に対する信頼や希望を失っていった。このパワハラを受けたことにより自死を考えるようになり、さらなるパワハラを予想して自死を選択した、これが今回の調査書の大きな結論なんです。</p> <p>で、こここのところ、先ほど知事は自分が最終的に判断するとおっしゃってますけど、この10月20日の判断も知事が行ったわけですよ。で、こうして積み重なったパワハラのもとで追い詰められて自死に至った学生のことをなぜこの時に議論しなかったのでしょうか。議論はされたのでしょうか。</p> <p>（五）パワハラに関する道の責任について 知事のこの学院で起こったパワハラの認識というのは、本当に深いものなのかどうかは今、問われているんだと思うんです。何度も何度も学院のほうは、パワハラの訴えがあったり、告発があったりして、調査して是正する機会も持っていたんです。ところが、それを是正してこなくて、積み重なったパワハラの結果として、この学生さんは自死を選択せざるを得なかったと。頑張っていて学生が自ら命を絶たなければならなかった。こういうことが起きています。その長い間ですね、パワハラを10人以上の教員がパワハラをしているわけですから、そのパワハラを是正してこなかった道の責任を知事はどう考えているのでしょうか。</p> <p>問題を放置して解決しなかった、そしてそのことが積み重なって、パワハラによってこの学生さんの希望を打ち壊し、自死にまで至らしめてしまったという責任について、道はどう考えているのでしょうか。</p> <p>再一（五） 管理職にある立場の職員が対応していたと。であれば、なぜこんなに10年以上に渡って、ハラスメントが道立の高等看護学院で続いていたんですか。その効果があったと言えるんですか。</p> <p>不十分な答弁なので、後から指摘します。</p>	<p>【知事】 調査書についてであります。第三者調査委員会の調査書を受理した以降も担当部から随時報告を受けております。</p> <p>賠償の考え方の提示にあたっては、道の法的責任や賠償の範囲について、代理人弁護士の見解なども含めた検討内容の説明を受け了解をしたものであります。また、その際に丁寧かつ誠意を持って対応するように指示を行ったところでございます。</p> <p>【知事】 これまでの対応等についてであります。道では、これまでも、ハラスメントが疑われる苦情等があった場合には、再発防止に向け、その都度教員への指導など、管理職の立場にある職員が対応を行ってまいりましたが、ハラスメントが認定されたことにつきましては、学院の設置者として重く受け止めており、学院運営の改善に不断に取り組んでいく必要があると考えております。</p> <p>【知事】 これまでの対応等についてであります。道においては、これまでも、ハラスメントが疑われる苦情等があった場合には、再発防止に向け、その都度教員への指導など、管理職の立場にある職員が対応を行ってまいりましたが、ハラスメントが認定されたことにつきましては、学院の設置者として重く受け止めております。学院運営の改善に不断に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(六) 今後の対応について この理不尽なパワハラによって、自死により亡くなってもなおですね、亡くなってもなお、ご遺族に理不尽な思いをさせている、それが今の賠償交渉の、示談交渉の経過の中で起きている事実です。知事は今、道立高看運営の改善を図るとおっしゃいますけれども、信頼と希望を取り戻すために、今回の賠償交渉、示談交渉がどのような行く末になっていくかということを見ながら注視して、そこに学院再生の本気度が表れているということを見るんだと思うんです。知事はそう思いませんか。</p> <p>再一 (六) 先ほど、知事は自分で最終的な判断をすることおっしゃったんですけど、どういう判断をされるんですか。</p> <p>再々一 (六) その答弁を繰り返してきたけれども、今の事態に及んでいるわけですね。相手方の、学生側の代理人弁護士の方からも、理不尽だという声が寄せられているということなんです。分科会審議で賠償に係る示談方針にあたって、議会議論も顧問弁護士には伝えられていると答えておりました。道との複数回との打合せも行われて、賠償額は確定したものではありません、という答弁も受けております。さらに遺族側の意向を伺いながら、知事が繰り返しているように、丁寧かつ誠意を持って対応すると言っているわけですから、そうすると今後は、遺族側が道の対応が理不尽だと、こう言われることがないような結果に繋がる、そういう交渉が進むという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その知事の言葉がですね、行動に現れるかどうかを道民は注視していると思います。理不尽なパワハラによって自死し、そして亡くなっても、まだなおですね、理不尽な思いをさせる道立高看に誰が進学を希望するのでしょうか。知事の対応如何によって、道立高看への入学ということ、道立高看の再生ということが、本気で行われるのかどうかということが問われているんです。</p> <p>こうした事態に及んでもなおかつ、遺族側に対してね、理不尽だと思わせるような対応しかできないような、道立の看護師養成機関であっていいのかが、今、問われているわけです。</p> <p>それともう一つ、最後に申し上げておきますけど、さきほど何度もね、何度も何度も問われたことですね、公立高校としてのですね、特殊性についても、学費収入を優先的課題とする必要のない、公立高校として、公立校として、特殊性、臨床現場に配置しにくい人材に退職してもらうこともできずに、直接患者を受け持たない学校へ転勤させてきた、公務員の特殊性も指摘されています。今後も厳しい目で監督を続けなければ、同様のハラスメント体質を再び生じさせてしまうリスクが高いと、調査書で指摘されているんです。</p> <p>だから今、北海道内の道立高看を再生させていく</p>	<p>【知事】 今後の対応についてであります。現在、道と遺族側双方の代理人弁護士を通じて協議を行っているところであります。引き続き、道の代理人弁護士の見解を伺うとともに、遺族側の意向なども伺いながら、丁寧かつ誠意をもって対応してまいります。</p> <p>【知事】 現在、道と遺族側双方の代理人弁護士を通じまして協議を行っているところでございます。道の代理人弁護士の見解を伺うとともに、遺族側のご意向なども伺いながら、丁寧かつ誠意をもって対応していきます。</p> <p>【知事】 今後の対応につきましてであります。現在ですね、ご遺族側の代理人弁護士を通じて、道の代理人弁護士双方でございますね、協議を行っているところでございます。ご遺族側の意向なども伺いながら、丁寧かつ誠意をもって対応してまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>ために、多くの人が力を尽くしているときに、知事がこの示談交渉でその姿を体現して見せることがとっても重要だと言うことを申し上げて、そしてそのことが、北海道内の道立高看での看護師の養成に大きな力になるんだっていうことを申し上げて、私の質問を終わります。</p>	